

補助事業の手引き 改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R4.12.16	11	I. 補助事業の手続き等の流れ (5) 計画の変更等 ③事業承継の申請	(注4) 被承継者が回復型賃上げ・雇用拡大枠の採択者の場合又は再生事業者として採択されている場合は、当該承継者は通常枠の補助要件等が適用となります。	(注4) 被承継者が回復型賃上げ・雇用拡大枠の採択者の場合は、当該承継者は通常枠の補助要件等が適用となります。
	24	III. 補助事業終了後の義務 6. 補助事業に関する情報の変更等 ①補助事業の承継	(注3) 被承継者が再生事業者として採択の場合は、当該承継者は通常枠の事業者と同様の義務(上記4.補助金返還)が適用となります。	(再生事業者の追加)
—	—	その他	・12次締切に対応した時点等の修正 ・誤謬等の修正	—